

令和5年度 第7回総会

議 事 録

堺市農業委員会

1 開催日時及び場所

日 時 令和5年9月7日(木) 午後1時30分から午後2時10分
場 所 堺市役所高層館12階農業委員室

2 委員数

(1) 現在総数 14人

(2) 出席委員 14人

今野正章	辻千太郎	小谷信江
以倉孝弘	柳下清隆	寺島あつ子
霜野市和	谷野保博	田中宏
山崎勝喜	北尻芳孝	奥野正作
田中正剛	松本智恵子	

(3) 欠席委員

なし

(4) 農地利用最適化推進委員の出席 10人

小林義博	光田裕次	数田清文
中尾美昭	高岡一平	塔本順一
松下孝彦	田中利幸	岡所次郎
北條一宜		

(5) 欠席委員 3名

井上和夫	岸田勝夫	登り山正嗣
------	------	-------

3 議事説明員

農業委員会事務局

事務局長 小走伸吾

事務局次長 河邊眞佐彦

主 幹 山本幸夫

八木祐樹

農政部農水産課

課長補佐 北野正弘
主 幹 川口智永

4 付議事項

- 議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第34号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第36号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
議案第37号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について
議案第38号 農用地利用集積計画の決定について
議案第39号 堺市農業経営基盤強化促進基本構想の改正に係る意見決定
について
報告第28号 農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分
の報告について
報告第29号 農地法第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分
の報告について
報告第30号 農業従事証明の発行の報告について
報告第31号 生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長
専決処分の報告について
報告第32号 農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務
局長専決処分の報告について

5 会議の概要

議長（北尻芳孝会長）から開会宣言

議長 ただいまから令和5年度第7回総会を開会いたします。

本日の議事録署名委員は、規定によりまして、議長において以倉孝弘委員、柳下清隆委員のご兩名を指名いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし）

ご異議なしと認めます。よって、ご兩名にお願いいたします。

審議に先立ちまして、事務局から諸般の報告をいたします。

事務局 出席委員の報告をいたします。現在議場に在席する委員は、14名中13名でございます。オンラインにより出席する委員が1名です。また、農地利用最適化推進委員は10名の出席をいただいております。以上でございます。

議長 これより審議に入ります。

本日、ご審議いただく案件は、議案第33号「農地法第3条の規定による許可申請について」から報告第32号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計12件であります。

それではまず、議案第33号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第33号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第20号から第22号について、ご説明いたします。

まず、受付番号第20号は、申請地は北区南花田町で市街化調整区域内にあり、周辺は田、水路、宅地、道路及び雑種地に囲まれており、地目は田3筆、面積は合計577平方メートルで現在うね及び保全管理中の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第21号は、申請地は中区辻之で市街化調整区域内

にあり、周辺は田及び宅地に囲まれており、地目は田1筆、面積は165平方メートルで現在うねの状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第22号は、申請地は中区陶器北で市街化調整区域内にあり、周辺は宅地、道路及び田及び農道に囲まれており、地目は田1筆、面積は1,229平方メートルで現在水稲の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

以上3件の申請につきまして、現地調査及び申請内容の精査を行った結果、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」及び「地域調和要件」等に適合しており、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたします。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第34号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第34号「農地法第4条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第4号をご説明いたします。

受付番号第4号は、自己転用するものです。申請人は中区福田に居住する農業者で、申請地は中区福田の畑1筆、面積は297平方メー

トル、市街化調整区域の農地です。

事業計画は、現在の住居が老朽化し、緊急に必要なため、都市計画法第29条の開発許可を受け、店舗付き住宅を建築するもの。なお、店舗では隣接農地等で栽培した野菜を販売するものです。

申請は令和5年8月25日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については北側公共下水道に放流します。雨水については新設枿を設置し、既設雨水枿から北側雨水本管に放流する計画です。周囲には縁石ブロックを積む計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

なお、当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第35号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第35号「農地法第5条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第9号から第13号をご説明いたします。

まず、受付番号第9号は所有権を移転し転用するものです。申請人は譲受人が美原区菅生で土木工事業を営む法人で、申請地は美原区菅生の

畑1筆、面積は1, 834平方メートル、市街化調整区域の農地です。

事業計画は、事業拡大に伴い現在使用している資材置場が手狭となったため、本社の近距離にある本申請地を取得し、露天資材置場として使用するものです。

申請は令和5年8月21日、同日農業委員会受付となっております。農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については敷地内にU字側溝を設置し、西側道路側溝より排水する計画です。周囲は既設ブロック塀を利用し、仮囲を設置する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第10号は所有権を移転し転用するものです。申請人は譲受人が南区大庭寺で鉄工業を営む法人で、申請地は南区大庭寺の田1筆、面積は1, 633平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、事業拡大により現在の資材置場が手狭となったため、本社の隣接にある本申請地を取得し、露天資材置場として使用するものです。

申請は令和5年8月22日、同日農業委員会受付となっております。農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については砂利敷による自然浸透及び既設U字溝から北側に放流する計画です。周囲にはブロックを3段積し、ネットフェンスを設置する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第11号は賃借権を設定し転用するものです。申請人は被設定人が大阪府岸和田市作才町で飲食店経営を行う法人で、申請地は南区大庭寺の田2筆、面積は合計525平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、事業拡大により既存の駐車場が手狭となったため、隣接にある本申請地を賃借し、露天駐車場として使用するものです。

申請は令和5年8月22日、同日農業委員会受付となっております。農地区分は農地法施行規則第44条第2号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については敷地内にU字溝を設置し、北側既設 U 字溝に接続する計画です。周囲にはブロックを2段積にする計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第12号は所有権を移転し転用するものです。申請人は譲受人が中区平井で中古自動車の販売及び買取業を営む法人で、申請地は中区平井の畑1筆、面積は121平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、事業拡大により本社敷地内の駐車場が手狭となったため、事業所の近隣にある本申請地を譲り受け、露天駐車場として使用するものです。

申請は令和5年8月22日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については敷地内での自然浸透及び東側道路側溝へ排水する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第13号は所有権を移転し転用するものです。申請人は譲受人が中区福田に居住する個人で、申請地は南区富蔵の田1筆、面積は589平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、現在の住居が手狭となったため、親から譲り受ける申請地で都市計画法第29条の開発許可を受け、分家住宅を建築するものです。

申請は令和5年8月24日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については北側から公共下水道に放流します。雨水については砂利敷により敷地内での自然浸透及びに新設U字側溝より敷地の北側から東側道路側溝へ放流する計画です。周囲にはブロックを設置し、その上にフェンスを設置する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第36号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第36号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」をご説明いたします。受付番号第6号をご説明いたします。

受付番号第6号は、申請人が南区豊田に居住する農業者で、申請地は南区豊田の田4筆、面積は合計2,706平方メートル、現在水稲及び野菜の状態です。

以上につきまして、申請書等に記載された内容が特に問題はないものと判断いたします。

また、当該地区協議会におきまして、適用農地の可否及び当事者の適格性について、承認相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。続きまして、議案第37号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の

利用状況について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第37号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について」をご説明いたします。受付番号第9号と第10号をご説明いたします。

まず、受付番号第9号は、相続人が北区金岡町に居住する農業者で、申請地は北区金岡町の田1筆、面積は1,570平方メートルのうち1,502.45平方メートル。現在は農地として利用されている状態です。

次に、受付番号第10号は、相続人が西区菱木4丁に居住する農業者で、申請地は西区菱木4丁、西区太平寺及び南区高尾2丁の田畑6筆、面積は合計5,796平方メートルのうち4,172平方メートル、現在は農地として利用されている状態です。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、特例農地の利用状況について確認書抜粋表のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第38号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第38号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明いたします。受付番号第21号から第26号をご説明いたします。

まず、受付番号第21号は、申請地は南区大庭寺の畑1筆、面積は

128平方メートルで、現在野菜の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第22号は、申請地は西区菱木4丁の畑2筆、面積は合計2,281平方メートルのうち1,581平方メートルで、現在野菜、果樹の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第23号は、申請地は南区富蔵の田畑4筆、面積は合計2,511平方メートルで、現在野菜、うねの状態です。再設定で賃貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第24号は、申請地は東区日置荘原寺町の田1筆、面積は1,421平方メートルで、現在水稲の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第25号は、申請地は中区陶器北の畑2筆、面積は合計1,335平方メートルで、現在耕うん済の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第26号は、申請地は東区南野田の田1筆、面積は803平方メートルで、現在うねの状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

以上の計画は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしております。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、農用地利用集積計画案のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第39号「堺市農業経営基盤強化促進基本構想の改正に係る意見決定について」を議題といたします。

提案理由の説明を農政部農水産課からいたします。

農政部農水産課

議案第39号「堺市農業経営基盤強化促進基本構想の改正に係る意見決定について」をご説明します。

7項をご参照ください。

本件は、堺市農業経営基盤強化促進基本構想の改正に伴い、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定により貴委員会に意見を聴取するものです。

今回の改正の主旨は、農業経営基盤強化促進法が令和4年5月に改正され、地域計画の策定が法定化されたことに伴い、堺市農業経営基盤強化促進基本構想を改正する必要性が生じたものです。

主な改正内容は、地域計画の区域の設定、協議の場の設置方法等、地域計画を策定していく上での考え方について盛り込んでいます。

具体的には、地域計画の策定地域は、原則市街化調整区域とする。協議の場は、営農組合、土地改良区、農空間保全活性化協議会、水利組合や実行組合を含む集落の単位で原則設定することとするが、地域の現状に則し円滑に進める。といった内容です。

改正について「適当である」とのご意見をいただきましたら、大阪府と本案での同意協議に入り、改定手続を進めさせていただきたいと考えております。

よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり堺市農業経営基盤強化促進基本構想の改正について同(案)を適当であると認めることにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、報告第28号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」から報告第32号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計5件を一括して議題といたします。

報告の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは報告第28号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」から報告第32号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計5件を一括してご説明いたします。

まず、報告第28号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」は10件ございました。いずれも内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第29号「農地法第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」は17件ございました。いずれも内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第30号「農業従事証明の発行の報告について」は1件ございました。受付番号第2号は申請地が美原区菅生の田2筆と溜池1筆、面積は合計495平方メートル、申請人の年間耕作日数は180日、市街化調整区域内の耕作面積は4,845平方メートル、申請目的は農家住宅建築で添付書類も含め完備しておりましたので、書類を処理いたしました。

次に、報告第31号「生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長専決処分の報告について」は4件ございました。まず受付番号第10号は申出者が本人で、主たる従事者の故障、次に受付番号第11号は申出者が夫で、主たる従事者の死亡、次に受付番号第12号は申出者が子で、主たる従事者の死亡、次に受付番号第13号は申出者が本人で、主たる従事者の故障により生産緑地の買い取り申出を行う

ため、証明願が提出されました。各案件を担当地区の委員による現地調査等の確認後、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第32号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」は5件ございました。まず受付番号第28号は、申請地が南区大森の田1筆で面積は595平方メートル、現況は住宅一部倉庫、経過年数は50年以上、次に受付番号第29号は、申請地が南区豊田の田1筆、面積は181平方メートル、現況は雑種地一部看板用地、経過年数は40年以上、次に受付番号第30号は、申請地が西区浜寺船尾町西1丁の田1筆で面積は231平方メートル、現況は神社の境内、経過年数は70年以上、次に受付番号第31号は、申請地が西区菱木4丁の田1筆で面積は398平方メートル、現況は住居、経過年数は40年以上、次に受付番号第32号は、申請地が西区草部の田3筆で面積は合計2,034平方メートル、現況は事務所・工場及び倉庫、経過年数は50年以上でいずれも非農地でした。総会の決定による回答が期日に間に合わないため、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件報告について承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、報告は承認されました。

以上で、令和5年度第7回総会に付議された案件は、すべて議了いたしました。これをもって、閉会いたします。

採決・承認事項及び賛否数

(案件番号)	(結 果)	(賛否数)
○ 議案第33号	原案のとおり可決	全会一致
○ 議案第34号	原案のとおり可決	全会一致
○ 議案第35号	原案のとおり可決	全会一致
○ 議案第36号	原案のとおり可決	全会一致
○ 議案第37号	原案のとおり可決	全会一致
○ 議案第38号	原案のとおり可決	全会一致
○ 議案第39号	原案のとおり可決	全会一致
○ 報告第23号	承 認	全会一致
○ 報告第28号	承 認	全会一致
○ 報告第29号	承 認	全会一致
○ 報告第30号	承 認	全会一致
○ 報告第31号	承 認	全会一致
○ 報告第32号	承 認	全会一致

署名委員

会 長	北原芳為
委 員	以倉孝弘
委 員	柳下清隆